

# 水防法等における避難確保計画 の作成等の義務について

～災害時における避難情報と施設利用者の安全確保～

名古屋市防災危機管理局

## 近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

### ① 東海豪雨 (H12.9)



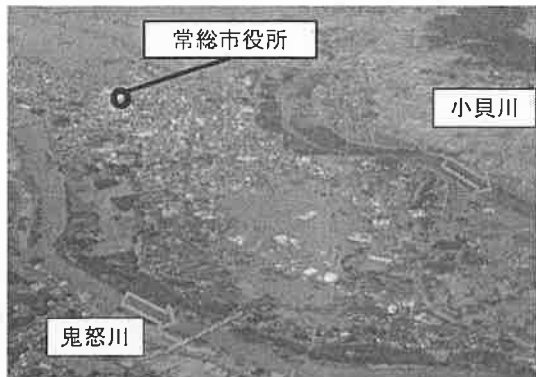
時間最大降雨量 97mm、  
総降雨量 566.5mmを記録  
(名古屋地方気象台)

新川の破堤等により、  
市内の広範囲で浸水被害  
(市域の約37%)

## 近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

### ② 関東・東北豪雨 (H27.9)

(国土交通省HPより)



茨城県常総市において、鬼怒川の破堤等により、  
広範囲で浸水被害(常総市域の約1/3)

## 近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

### ③ 北海道・東北豪雨 (H28.8)

(国土交通省HPより)



岩手県にて小本川氾濫により高齢者施設の入所者9名が死亡

## 近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

### ④ 平成30年7月豪雨 (H30.7)

岡山県倉敷市真備町 (国土交通省HPより)



西日本の広範囲に渡って、甚大な浸水被害が発生

## 近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

### ⑤ 令和元年(前線による大雨、台風第19号)(R1.8,R1.10)

佐賀県大町町 (国土交通省HPより)

長野県長野市 (国土交通省HPより)



佐賀県大町町において、浸水被害により病院が孤立



東日本の広範囲に渡って、甚大な浸水被害が発生

# 水害・土砂災害のリスクを確認

## <洪水・内水ハザードマップ>

洪水が起きた場合の浸水深を色分けして示しています。

土砂災害(特別)警戒区域を示しています。

アンダーパス等の浸水時の危険な箇所を示しています。



# 水害・土砂災害のリスクを確認

## <想定最大規模の浸水想定区域(国・県)>

庄内川・矢田川(H28.12公表)



公表河川(R1.8末時点): 庄内川、矢田川、木曾川、新川、五条川、大山川、日光川、福田川、蟹江川、矢田川(県)、香流川、内津川、天白川、扇川

## 適時適切な避難行動をとりましょう！ 避難行動は「ナゴヤ避難ガイド」で確認

「ナゴヤ避難ガイド」には、指定緊急避難場所や指定避難所の位置、災害時の避難の仕方等の説明が記載されています

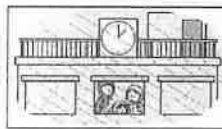
本ガイドを読みながら、災害時の避難行動をイメージし、施設の近くの指定緊急避難場所と指定避難所を確認しておきましょう



## 避難先は「指定緊急避難場所」へ

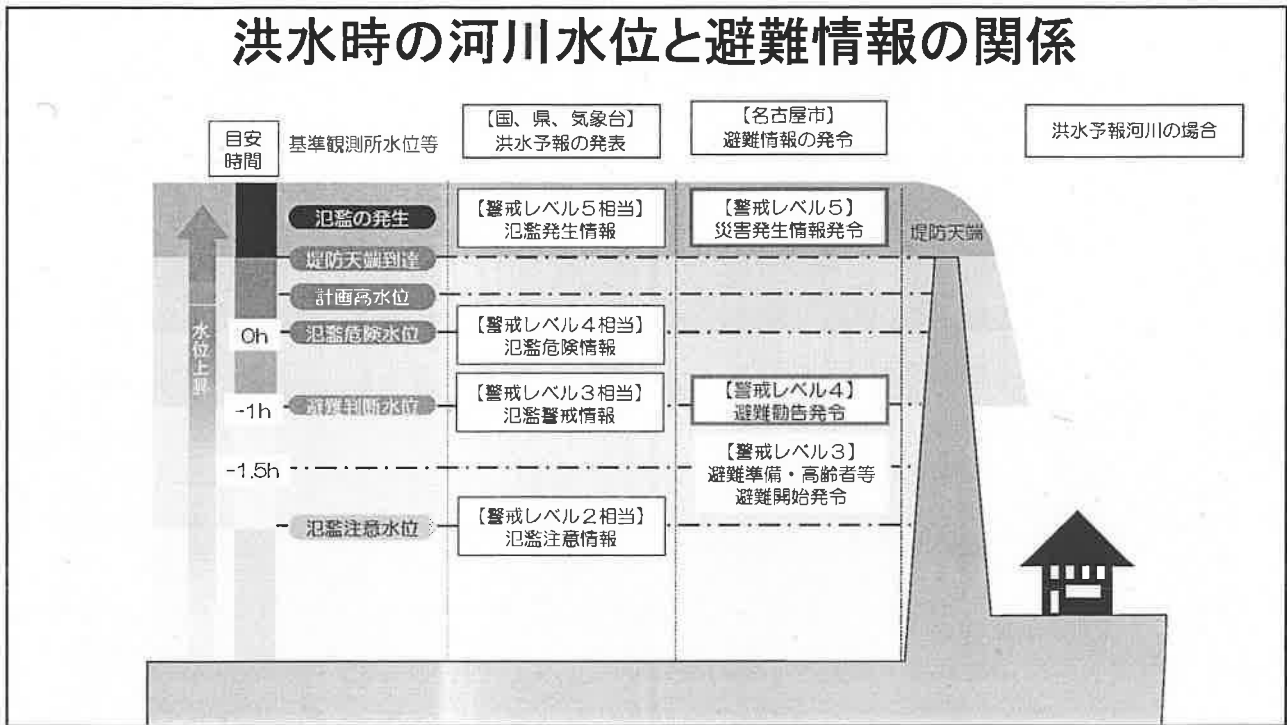
### 指定緊急避難場所

命を守るため、  
「災害の危険から逃げるための場所」  
(災害の種類ごとに異なる)



番号	施設名称	所在地	指定緊急避難場所					指定避難所
			洪水・内水氾濫	土砂災害	津波避難ビル	地震の揺れ	大規模な火事	
イ1	旭原小学校	若田一丁目301	2階以上	○	3階以上	グラウンド	×	○
イ2	鳴海中学校	六田二丁目96	○	○	3階以上	グラウンド	×	○
イ3	相原コミュニティセンター	若田二丁目1102	○	○	—	×	×	○
イ4	緑スポーツセンター	相原一丁目2901	○	○	—	×	×	○

## 洪水時の河川水位と避難情報の関係



## 避難情報の種類と避難のタイミング

### 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始

〈とるべき行動〉避難に時間を要する施設利用者の避難を開始する段階

### 【警戒レベル4】避難勧告、避難指示(緊急)※

- ・災害が発生するおそれが高い状況
- ・緊急的又は重ねて避難を促す場合(※発令されない場合もある)

〈とるべき行動〉従業員や管理者の避難を開始する段階

### 【警戒レベル5】災害発生情報

- ・すでに災害が発生している状況

〈とるべき行動〉命を守る最善の行動をとる段階

## 避難に関する情報の入手方法は？

防災スピーカー



テレビ・ラジオ



広報車



緊急速報メール



## 「きずなネット防災情報」で情報入手

「きずなネット防災情報」とは

- ・本市から、避難に関する防災情報等を「電子メール」で携帯電話やパソコンのメールアドレスに直接配信するサービスです
- ・「登録」をお願いします



## 避難確保計画の作成と避難訓練の実施

### 【水防法・土砂災害防止法の規定】

浸水想定区域内・土砂災害(特別)警戒区域内にある要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設等)の義務

- ① 避難確保計画※の作成
- ② 訓練の実施

※ 施設利用者の水害・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画

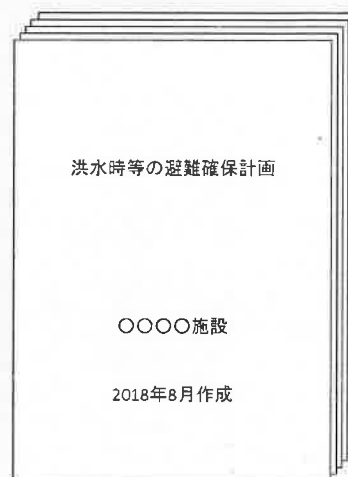
## 避難確保計画の記載事項について

- 水害・土砂災害時の防災体制
- 施設利用者の水害・土砂災害時の避難誘導
- 施設の整備(情報収集・伝達体制、避難誘導に使用する設備又は資機材等の整備)
- 防災教育及び訓練の実施 等



## 避難確保計画 作成様式

- ・名古屋市公式ウェブサイトに、避難確保計画作成様式(EXCEL)を掲載しています
- ・施設情報や避難関連事項を入力することで、避難確保計画が作成できますので、参考にしてください



## 避難確保計画の提出

提出場所：施設の所在する区の区役所総務課  
又は 消防署総務課

部 数：3部

提出時期：避難確保計画作成後、速やかに提出  
をお願いします

## 災害を想定した訓練の実施

- ・気象情報や避難情報等の情報伝達訓練
- ・施設利用者の避難誘導訓練
- ・避難経路等の確認のための移動訓練
- ・施設利用者の保護者等への連絡訓練
- ・上階への移動訓練 等

## 問い合わせについて

- ・説明会の内容確認や避難確保計画の作成方法の相談など、お気軽にご連絡下さい

### 【問い合わせ先】

名古屋市 防災危機管理局 危機管理企画室

TEL:052-972-3523

FAX:052-962-4030

## 『水防法等による避難確保計画の作成・訓練実施について』

近年、関東・東北豪雨（平成 27 年 9 月）、北海道・東北豪雨（平成 28 年 8 月）、九州北部豪雨（平成 29 年 7 月）、西日本豪雨（平成 30 年 7 月）などの豪雨災害が全国で毎年のように発生しているほか、名古屋市においては南海トラフ地震も危惧されており、これまでに前例の無い災害がいつ起こってもおかしくない状況です。

このような中、要配慮者利用施設（社会福祉施設等）の管理者等は様々な災害に対し、施設の利用者の安全を確保する責務があり、非常災害対策計画の策定や訓練の実施などにより責務を果たされているところと存じます。

平成 29 年 6 月の北海道・東北豪雨により要配慮者利用施設において多数の利用者が亡くなったことを受け、水防法等が改正され、水害又は土砂災害が発生する恐れのある要配慮者利用施設は避難確保計画の作成・提出及び訓練実施が義務となりました。

つきましては、以下の方法により、貴施設が水防法等に基づく洪水浸水想定区域（水防法）又は土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）に含まれるかご確認いただくとともに、区域に含まれる場合には避難確保計画の作成・提出、訓練実施をお願いします。

### 1. 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の確認方法等

#### （1）洪水浸水想定区域内（浸水深 0.5m 以上）の要配慮者利用施設

##### ▶ 浸水想定区域の確認方法

洪水・内水ハザードマップ及び国・愛知県の洪水浸水想定区域図<sup>\*</sup>により、施設が浸水想定区域に含まれるかご確認ください。

※ 庄内川・矢田川・木曾川（国）、新川・五条川・大山川・日光川・福田川・蟹江川・矢田川・香流川・内津川・天白川・扇川（愛知県）については、想定最大規模の浸水想定区域が公表されております。

市公式ウェブサイト ▶ 暮らしの情報 ▶ 防災・危機管理 ▶ 災害に備える  
▶ 防災マップ ▶ あなたの街の洪水・内水ハザードマップ  
<http://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000012445.html>

【ページ内に国・県の浸水想定区域図へのリンク有】

#### （2）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

##### ▶ 土砂災害警戒区域の確認方法

洪水・内水ハザードマップや「マップあいち」（愛知県）により、施設が土砂災害警戒区域に含まれるかご確認ください。

マップあいち <https://maps.pref.aichi.jp/>

#### （3）義務付け施設の確認方法

要配慮者利用施設一覧表により、義務付け施設を確認することができます。

市公式ウェブサイト ▶ 暮らしの情報 ▶ 防災・危機管理 ▶ 風水害  
▶ 水防法等の改正に伴う避難確保の推進について  
<http://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000056233.html>

（裏面へ）

## 2 避難確保計画の作成・提出等の義務

### (1) 避難確保計画の作成・提出

避難確保計画は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために、必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めるものです。

なお、想定浸水深については、洪水・内水ハザードマップ及び国・県の洪水浸水想定区域図のうち、より大きい浸水深を適用し計画を作成してください。

#### ①提出書類（次の書類をそれぞれ3部提出）

- 1) 避難確保計画作成（変更）報告書
- 2) 避難確保計画

#### ②提出先

施設が所在する区の区役所総務課又は消防署総務課

#### ③作成方法

名古屋市公式ウェブサイトに避難確保計画作成様式（水害編）及び（土砂災害編）を掲載しておりますので、参考にしてください。

なお、作成済の非常災害対策計画に必要事項が記載されていれば、避難確保計画に兼ねることができます（提出は必要）。

市公式ウェブサイト ▶ 暮らしの情報 ▶ 防災・危機管理 ▶ 風水害  
▶ 水防法等の改正に伴う避難確保の推進について  
<http://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000056233.html>

### (2) 訓練の実施

作成した避難確保計画に基づく訓練を年1回以上実施してください。なお、他の規定に基づき、既に同様の情報伝達訓練や避難訓練を実施している場合は、当該訓練の実施を以って代えることができます。ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合は、その旨を従業員等に周知してください。

### (3) その他

- ①提出済の避難確保計画に変更が生じた場合は、変更計画の提出をお願いします。
- ②提出された避難確保計画のうち1部は、確認後に返送しますので、施設にて保管してください。
- ③避難確保計画が提出されない場合には、施設名を公表することがあります。
- ④避難や防災に関する情報収集の手段として、本市の電子メール情報提供サービス「きずなネット防災情報」をご活用ください。

市公式ウェブサイト ▶ 暮らしの情報 ▶ 防災・危機管理 ▶ 災害が起きたら  
▶ 災害時の情報について ▶ 「きずなネット防災情報」について  
<http://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000026561.html>

<お問い合わせ先> 名古屋市防災危機管理局 危機管理企画室  
井深・岩永 (TEL: 052-972-3527)